

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、遵守しなければならない一般的事項を明らかにしようとするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業務名 令和8年度産業廃棄物適正処理普及・啓発促進業務
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月12日まで
- (4) 履行場所 岩手県内

2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格及び入札参加手続

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の3(5)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

4 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して一般競争入札参加申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

(4) 適正な入札が阻害されると認められる場合

(5) その他、上記(1)から(4)と同視しうる関係があると認められる場合

5 入札

- (1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。
- (2) 入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。
- (3) 入札執行の際、入札参加者に次に掲げる事項を周知させるものとする。
 - ア 入札書記載事項の確認
 - イ 入札が無効となる場合
 - ウ 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめる場合があること。

6 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取り扱うものとする。

7 入札書

- (1) 入札書は、県が示す様式に次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。
 - ア 入札年月日
 - イ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名及び印を加えるものとする。）
 - ウ あて名（岩手県知事とする。）
 - エ 入札金額
 - オ 委託業務名
- (2) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (4) 入札書は、提出後においては、如何なる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

- (1) 委任者の住所、氏名及び印
- (2) 委任事項
- (3) 受任者の住所、氏名及び印

9 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。この場合、入札保証契約の期間は、令和 8 年 5 月 22 日（金）までを含む期間とすること。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が入札した場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除されたものを除く。）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (5) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (6) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上の入札をした場合
- (7) 代理人が提出した入札書で委任状が提出されていない場合
- (8) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

11 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 本件発注に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札参加者であって、岩手県会計規則第 100 条（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札をした者に代わって入札執行事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

12 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
ただし、再度入札は 2 回を限度とする。

13 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札

意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 契約締結の留意事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県環境生活部資源循環推進課廃棄物対策担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（電話 019-629-5366）